

北海道における緊急事態措置を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和2年4月23日

危機対策本部会議

令和2年5月14日改訂

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されるとともに、北海道は他の12都府県とともに、「特定警戒都道府県」に位置づけられました。4月17日には、同法第45条および第24条に基づき、北海道知事から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置」が発表され、さらに、4月20日には、同知事から大学（床面積の合計1,000㎡超の施設）に対して休業要請の依頼がありました。

その後、国の緊急事態宣言及び北海道の緊急事態措置は5月31日まで延長され、北海道知事から大学への休業要請は5月15日まで延長されております。

これらの状況を踏まえ、本学においては下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 今年度前期（学部・大学院）は、当分の間、遠隔授業により実施することとしておりましたが、前期授業の終了まで（期末試験前日の8月6日まで）遠隔授業のみにより実施します。なお、期末試験の実施方法等は、現在検討中であるため、決定次第、改めてお知らせします。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、キャンパス（札幌サテライトを含む。）への入構を禁止します。休業要請の期間が終了した後も、本学からの連絡があるまで学生のキャンパスへの入構は引き続き禁止します。（注）
- (3) 学内施設の利用は引き続き禁止し、学生の課外活動は中止を継続します。休業要請の期間が終了した後も、本学からの連絡があるまで学内施設の利用は禁止し、課外活動も中止とします。
- (4) 教員は、前期授業の終了まで（期末試験前日の8月6日まで）テレワーク（在宅勤務）を原則とし、遠隔授業の準備・実施などの業務のためのキャンパスへの出勤は可能とします。
- (5) 職員は、緊急事態措置の期間が終了するまでの間、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事します。

- (6) 会議等は、緊急事態措置の期間が終了するまでの間、メール等による持ち回り（書面）や Zoom 等によるオンラインでのみ開催します。なお、大学機能を最低限維持するための危機対策本部会議等は、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面で開催します。

(注) 学生寮など大学付近に居住し、公共交通手段を利用せず本学まで徒歩で来られる学生については、登下校時の感染リスクが低いことや、生活の維持に必要な買い出しができる店舗が大学近辺にないこと等を勘案し、商大生協の購買店（教科書の購入を含む）を利用できます。